

佐賀県立彩志学舎中学校「学習支援員」実施要項

1 目的

佐賀県立彩志学舎中学校（以下、「学校」という）に在籍する生徒が安心して学べる環境づくりの一環として、学習内容の理解や定着に向けた支援や学習に向かう気持ちを後押しするための学習支援員を募集する。

2 学習支援員の活動内容

（1）活動内容

学習支援員は、学校の教育活動において教職員の補助として、生徒の学習内容の理解や定着の促進を支援するとともに、学習に向かう気持ちを後押しするために、以下の内容を行うものとする。

- ① 生徒の学習活動における支援
- ② 生徒理解や心情把握に努め、生徒の学びに向かう気持ちを後押しするための支援
- ③ その他、本事業の目的に沿って、校長が必要と認める教育活動に対する生徒支援

（2）学習支援員の登録及び研修

- ① 学校は、学習支援員を募集し登録するとともに、必要な基本研修を行うものとする。
- ② 学校は、目的を達成するために必要な学習支援員活用計画を策定する。

3 その他

この要項に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則 この要項は、令和6年4月1日から施行する。